

e セールスマネージャー サービス約款 新旧対照表

改訂前（2026 年 9 月 1 日付）	改訂後（2026 年 10 月 1 日付）
第 6 条 1. 契約者は、当社又は当社が指定する者に対し、実際のサービス利用の有無にかかわらず、利用条件に定める契約期間にかかる本件サービスの対価として利用条件に定める対価を、契約期間の最初の月の翌月末（更新の場合は更新後の契約期間の最初の月の翌月末）までに一括して支払うこととします。但し、契約期間のうちサービス開始日が属する月については無料とするものとし、その他支払について利用条件に別途記載がある場合は利用条件の記載が優先するものとします。 2. ～ 5.（改訂なし）	第 6 条 1. 契約者は、当社又は当社が指定する者に対し、実際のサービス利用の有無にかかわらず、利用条件に定める契約期間にかかる本件サービスの対価として利用条件に定める対価を、<u>契約期間の最初の月の末日（更新の場合は更新後の契約期間の最初の月の末日）</u>までに一括して支払うこととします。但し、契約期間のうちサービス開始日が属する月については無料とするものとし、その他支払について利用条件に別途記載がある場合は利用条件の記載が優先するものとします。 2. ～ 5.（改訂なし）
第 7 条 1.（改訂なし） 2. 本サービスの契約期間は、第 5 条（契約申込の受付とサービスの開始）第 1 項に基づき定めるサービス開始日から開始し、サービス開始日が属する月の翌月 1 日から起算して利用条件にて定める契約期間（最短契約期間は 1 年間）が経過するまでとします。また、契約者又は当社が相手方に対し、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、更新しない旨の通知を行わない限り、当該契約は自動的に同一条件（但し、対価について契約期間を複数年とすることを条件として適用された割引は除きま	第 7 条 1.（改訂なし） 2. 本サービスの契約期間は、第 5 条（契約申込の受付とサービスの開始）第 1 項に基づき定めるサービス開始日から開始し、サービス開始日が属する月の翌月 1 日から起算して利用条件にて定める契約期間（最短契約期間は 1 年間）が経過するまでとします。また、契約者又は当社が相手方に対し、契約期間満了日の<u>2 ヶ月前までに</u>、更新しない旨の通知を行わない限り、当該契約は自動的に同一条件（但し、対価について契約期間を複数年とすることを条件として適用された割引は除きま

す。)でさらに1年間更新し、その後も同様とします。但し、当社が指定する一部のサービス、及び更新の期間その他の条件について当社と契約者の間で別途合意したときは当該指定サービスの定めもしくは合意内容に従うものとします。 3. ～9. (改訂なし)	す。)でさらに1年間更新し、その後も同様とします。但し、当社が指定する一部のサービス、及び更新の期間その他の条件について当社と契約者の間で別途合意したときは当該指定サービスの定めもしくは合意内容に従うものとします。 3. ～9. (改訂なし)
	【新設】 <u>附則</u> 1. 第6条第1項の改定後の規定は、 <u>2026年10月1日以後に新たに開始し、又は更新される契約期間に係る対価の支払から適用するものとします。</u> <u>なお、2026年10月1日時点で契約期間中の契約について、当該契約期間に係る対価の支払は、改定前の第6条第1項に従うものとします。</u> 2. 第7条第2項の改定後の規定は、 <u>2026年10月1日以後に新たに開始し、又は更新される契約期間の満了に係る更新拒絶通知から適用するものとします。</u> <u>なお、2026年10月1日時点で契約期間中の契約について、当該契約期間の満了に係る更新拒絶通知期限は、改定前の第7条第2項に従うものとします。</u> 3. 前二項にかかわらず、利用条件において支払期限、更新拒絶通知期限その他本附則と異なる定めがある場合は、当該利用条件の定めが優先して適用されるものとします。